

非自発的失業者（倒産・解雇等）の国民健康保険税が軽減されます。

○国民健康保険に加入し、下記の条件に該当する方の属する世帯については、国民健康保険税が軽減される制度がありますので、お問い合わせ下さい。

雇用保険の特定受給資格者、雇用保険の特定理由離職者として下記の条件を満たす雇用保険受給資格者証をもつ、65歳未満の失業等給付を受ける方が対象です。

雇用保険受給資格者証

| | | | | | | |
|---------------------------|-------|-----------|-------------|---------------|--|--|
| 1. 支給番号 | | 2. 氏名 | | | | |
| 3. 被保険者番号 | 4. 性別 | 5. 離職時年齢 | 6. 生年月日 | 7. 求職番号 | | |
| 8. 住所又は居所 | | | | | | |
| 9. 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号) | | | | | | |
| 10. 資格取得年月日 | | 11. 離職年月日 | | 12. 離職理由 | | |
| 13. 60歳到達時賃金日額 | | | 14. 離職時賃金日額 | | | |
| 15. 求職申込年月日 | | 16. 認定日 | | 17. 受給期間満了年月日 | | |
| 18. 基本手当日額 | | | 19. 所定給付日数 | | | |
| 20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) | | | | | | |

【特定受給資格者に対応する離職理由コード】

- 11：解雇 12：天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
 21：雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり） 22：雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
 31：事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
 32：事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退社

【特定理由離職者に対応する離職理由コード】

- 23：期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし） 33：正当な理由のある自己都合退職
 34：正当な理由のある自己都合退職

軽減は、離職日の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険税の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、限度

国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免及び徴収猶予の申請について。

○災害等「特別な理由」により一部負担金を支払うことが困難になった場合、一部負担金の減免及び徴収猶予の申請により対象となる場合もありますので、担当窓口にご相談ください。

納付が困難な場合。

○どうしても納付が困難な場合は、そのままにせず、保険税担当にご相談ください。

※ 分割納付や延納等ご相談に応じます。

※ 特別の理由が無く滞納している場合は、保険証の有効期間が短くなる場合や、財産の差押等の滞納処分を行う場合があります。

根室市役所市民福祉部保健課 ☎0153-23-6111

国保・年金担当 窓口10番（内線2112・2113）

保険税担当 窓口7番（内線2114・2115）